

クロロカーボン衛生協会通信

第22号

2013年3月

塩素系溶剤をお使いの皆様へ、

協会通信第22号を配信します。

今回のテーマは、1. 女性労働者の就業を禁止する業務範囲の拡大についてです。



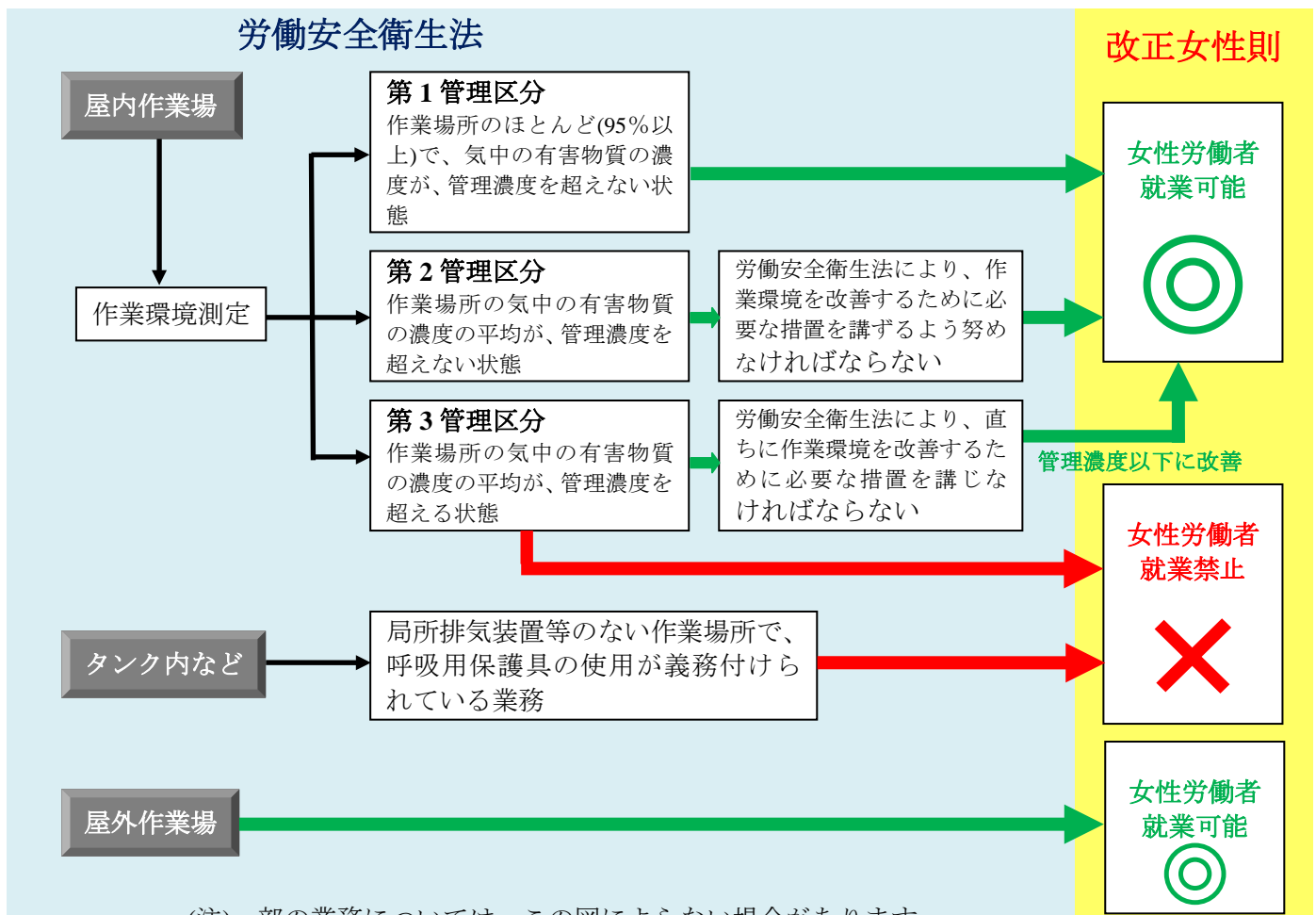
1. 女性労働者の就業を禁止する業務

女性労働基準規則の改正(平成24年10月1日施行)

女性労働基準の改正により(改正女性則)、妊娠や出産・授乳機能に影響のある26の化学物質を取り扱う作業場では、妊娠の有無や年齢などにかかわらず、女性労働者を以下の業務に就かせることは禁止と成ります。

- (1) 労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い、「第3管理区分^{※1}」となった屋内作業場での全ての業務
 - (2) タンク、船倉内などで規制対象の化学物質を取り扱う業務で、呼吸用保護具の使用が義務付けられているもの
- ※1 第3管理区分とは:作業環境測定において、作業場所の空气中の有害物質の濃度の平均が、管理濃度^{※2}を超える状態であり、作業環境管理が適切でないと判断される状態
- ※2 管理濃度とは:有害物質を取り扱う作業場の空気環境の状態が良好かどうかを判断する指標として物質毎に定められている濃度

2. 労働安全衛生法と改正女性則の関係(概要)



(注)一部の業務については、この図によらない場合があります。
詳細は、都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

3. 対象物質と管理濃度

就業制限対象物質として 26 の物質が対象となり、これらは同時に、労働安全衛生法に基づく「有機溶剤中毒予防規則(有機則)」、「特定化学物質障害予防規則(特化則)」、「鉛中毒予防規則(鉛則)」の適用を受けます。

事業主は、女性則に基づく措置とは別に、労働安全衛生法に基づき、局所排気装置等による発散抑制措置、作業主任者の選任、作業環境測定、健康診断などを実施する必要があります。

(1) 有機溶剤中毒予防規則の適用を受けるもの

(11 物質)

物質名	管理濃度(ppm)
エチレングリコールモノエチルエーテル(セロソルブ)	5
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(セロソルブアセテート)	5
エチレングリコールモノメチルエーテル(メチルセロソルブ)	0.1
キシレン	50
N,N-ジメチルホルムアミド	10
スチレン	20
テトラクロロエチレン (パークロロエチレン)	50
トリクロロエチレン	10
トルエン	20
二硫化炭素	1
メタノール	200

(2) 鉛中毒予防規則の適用を受けるもの

物質名	管理濃度(mg/m ³)
鉛及びその化合物	0.05

(3) 特定化学物質障害予防規則の適用を受けるもの

(14 物質)

物質名	管理濃度
塩素化ビフェニル(PCB)	0.01mg/m ³
アクリルアミド	0.1 mg/m ³
エチルベンゼン	20ppm
エチレンイミン	0.05ppm
エチレンオキシド	1ppm
カドミウム化合物	0.05 mg/m ³
クロム酸塩	0.05 mg/m ³
五酸化バナジウム	0.03 mg/m ³
水銀およびその無機化合物(硫化水銀を除く)	0.025 mg/m ³
塩化ニッケル(Ⅱ)(粉状のものに限る)	0.1 mg/m ³
砒素化合物(アルシンと砒化ガリウムを除く)	0.003 mg/m ³
ペータープロピオラクトン	0.5ppm
ペンタクロロフェノール(PCP)およびそのナトリウム塩	0.5 mg/m ³
マンガン (注)マンガン化合物は対象外	0.2 mg/m ³



クロロカーボン衛生協会通信第 22 号は、ご参考になったでしょうか？

内容等について、ご意見、お問い合わせ等がありましたら、下記協会までご連絡ください。

クロロカーボン衛生協会

〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 8 階

電話: (03) 3297-0321 FAX: (03) 3297-0316

URL: <http://www.jahcs.org/> E-mail: j.c.c.kyo@jahcs.org